

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和元年10月 9日

分任支出負担行為担当官

秋田港湾事務所長 渡辺 淳一

1. オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

(1) 件 名

秋田県沖GPS波浪計陸上局舎非常用電源設備点検（電子調達対象案件）

(2) 仕 様 等

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年 3月19日まで

(4) 履行場所

男鹿市北浦入道崎昆布浦 2

(5) 電子調達システムの利用

本件は電子調達システムで行う対象案件である。電子調達システムによりがたい場合は、紙により見積書を提出すること。

2. 参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 東北地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(4) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

3. 問合せ先

〒011-0945

秋田市土崎港西1-1-49

国土交通省 東北地方整備局 秋田港湾事務所 総務課 品質管理係

電話：018-847-2512 FAX：018-880-1021

4. 仕様書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

別表のとおり

(2) 配布場所

①紙媒体による配付場所：上記3に同じ。

②電子調達システムのURL：<https://www.geps.go.jp/>

(3) 紙による配布を希望する者は、上記3. に示す部署へその旨を申し出ること。また、別紙の仕様書等受領書に必要事項を記入のうえ、直接受け渡しを希望する場合は、上記3. に示す部署へ持参することとし、FAXによる送付を希望する場合は、当所から仕様書等の送信があったことを確認後、上記3. に示す部署へFAXにて返信すること。

5. 見積書の提出方法、期限及び場所

(1) 提出方法

電子調達システム又は持参、郵送又は託送により提出するものとする。

(2) 提出期限

別表のとおり

(3) 提出場所

上記3に同じ

6. 見積合わせの日時及び場所等

(1) 日 時

別表のとおり

(2) 場 所

上記3に同じ

(3) その他

見積参加者の立ち会いは求めないものとするが、立ち会いを希望する者は、見積書の提出時にその旨を申し出ること。

7. 見積書の記載方法等

(1) 見積書は、電子調達システムにより提出することとし、以下の点に留意すること。

一 見積金額は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

二 見積金額の登録時に金額の内訳書を添付すること。

(2) 電子調達システムによりがたい場合は、紙により見積書を提出することとし、以下の点に留意すること。

- 一 見積書の宛名は、「分任支出負担行為担当官 秋田港湾事務所長」宛てとすること。
- 二 件名を記載すること。
- 三 見積金額は、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税額を含む金額とすること。
- 四 調達に要する一切の費用の合計金額を記載することとし、その内訳として、調達物品等の価格のほか、諸経費、消費税及び地方消費税額等の金額を全て記載すること。
- 五 3桁の電子くじ番号を記載すること。

(3) 「東北地方整備局秋田港湾事務所オープンカウンター方式試行実施要領」第6条に該当する見積りは無効とする。

8. 契約の相手方の決定方法

(1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、当所に最も有利になる見積りを行った者を契約の相手方とする。

(2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、以下によりくじ引きで契約の相手方を決定するものとする。

一 同価格の見積りをした者が電子による見積事業者のみの場合

電子による見積事業者が入力した電子くじ番号をもとに電子くじを実施の上、契約の相手方を決定するものとする。

二 同価格の見積りをした者が電子による見積事業者と紙による見積事業者とで混在する場合

電子による見積事業者が入力した電子くじ番号及び紙による見積事業者が任意で設定した電子くじ番号をもとに電子くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。

三 同価格の入札をした者が紙による見積事業者のみの場合

紙くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は電話等で速やかに通知する。くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって当所の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(3) 見積合わせの結果は、別表に示す日までに、見積参加者宛て通知する。

9. 契約保証金の納付

免除

10. 契約書の作成又は請書の提出の要否

不要

11. その他

- (1) 当所の都合により、見積合わせを取りやめることがある。
- (2) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (3) 詳細は、「東北地方整備局秋田港湾事務所オープンカウンター方式試行実施要領」及び仕様書並びに見積依頼書による。

以 上

別表

見積合わせ手続きに係る期限等

4. (1) 仕様書等の配付期間	令和元年10月9日（水）から令和元年10月21日（月）までの土曜日、日曜日および祝日を除く9時00分から16時00分まで
5. (2) 見積書の提出期限	令和元年10月21日（月）16時00分（必着）
6. (1) 見積合わせの日時	令和元年10月23日（水）10時00分
8. (3) 見積合わせの結果通知日	令和元年10月24日（木）まで